

生命保険・住宅ローンなどの援助はあるの？

生命保険には「高度障害特約」、住宅ローンには「支払い免除」などの制度があります

●生命保険の「高度障害特約」について

1. 生命保険の特約には、多くの場合「高度障害特約」がつけられていますが、保険証券、定款をよく確認しましょう。保険料の支払い免除または保険金の受け取りが可能な場合があります。
2. 生命保険の被保険者の方が認知症になり高度障害の状態になった場合、高度障害の特約が該当になることがあります。ある生命保険の約款には高度障害の状態とは、「中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」と明記されていました。これに該当すると思われるか。
3. 生命保険会社によって、また加入した時の約款によって高度障害と認定する要件は異なります。認知症の障害の程度や常時介護を要する状態という障害の評価は、一概に示すことが難しいようです。しかし、適用されている方も少しずつ増えてきているようです。加入している生命保険の定款、約款を見たり、担当者にお話を聞いてみましょう。
4. 保険料納入が困難な場合、「払済」、「延長保険」の手続きをすることができます。つまり保険料納付は終了し、契約のみ残しておく方法です。「払済」は当初の保障金額より減額となりますが、保険料納入期間までの契約内容は活用できます。「延長保険」は、可能な期間に縮小できます。簡単に解約せず、できるだけ契約を活かす方法を相談してみましょう。

●住宅ローンの支払い免除について

1. 住宅ローンを契約する場合、ローンを組む銀行や公庫は、融資に関する保証機関への加入を同時契約していることが多いようです。
2. 例えば、住宅支援機構(旧住宅金融公庫)では、「債務者が返済中に高度障害状態になったとき、債務弁済(支払い免除)します」となっています。その要項には「中枢神経系、または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とあり、これに該当すると思われるか。
3. 契約をした時の住宅ローンによって内容が異なりますので、融資を受けた金融機関窓口で聞いてみましょう。
4. 手続きは、ローンの契約をした金融機関に連絡し書類を提出します。高度障害の状態になってから3年以内に提出しないと請求権がなくなる場合もあり、注意が必要です。住宅ローンの契約者になっている若年性認知症の方は多いと思われるか。ローンの担当者に一度、契約内容の詳細を確認しておきましょう。

わたしの体験

▶ 生命保険の「高度障害」が適用になりました



私の妻は57歳でアルツハイマー型認知症と診断され、生活費の問題で悩んでいた時に生命保険の話が家族会から聞きました。妻が加入していた保険契約の約款を調べてみると、高度障害による保険の取り扱いの項がありました。そこで、保険会社に保険内容等について照会をしましたが、本人でなければ照会に応じるわけにはいかないと冷たい返事でした。私は、今後のことを考え成年後見人の手続きをし、再度、保険会社と接触し「高度障害適用の申請」をしました。当時、妻は要介護2でしたが日々の生活の動作はほとんど全介助の状態です。窓口では「寝たきりの状態でなければ難しい」と言うなど、認知症の重度の障害について理解がない対応が多々ありました。しかし、粘り強く適用の要件に沿っている障害の状況を説明し、調査会社の訪問面接時には実状をよく見てもらい、「高度障害」が適用になりました。

私の場合の手続きのポイント:①加入の保険内容をよく調べる、②できるだけ大きな顧客相談窓口で直接当たり申請に必要な書類をもらう(担当の外交員は知らないことが多い)、③簡単に諦めない、④医師の診断書が大きなポイントです。本人の日常の状況や介護の現状を主治医によく伝えました。

わたしの体験

▶ 住宅ローンが免除になりました



私の夫は若年性認知症で、現在は日常生活のすべてに介助が必要で、要介護4になったばかりです。家族の会で、月々の住宅ローン6万円は大変負担だという話をしたところ、住宅ローンの免除制度があると教えてもらいました。主治医にも相談したところ、障害年金のレベルもそろそろ1級に等級変更したほうがいいし、住宅ローン免除の手続き用にも診断書を書きましょうと言っていただき、ローンを組んだ信用金庫に行きました。信用金庫が加盟している住宅金融支援機構団体信用生命保険制度の手続きには、医師の診断書も必要なのです。自宅でも直接本人との面会をする審査のほか、書類上の整合性など細かくチェックされ、何度も書き直しを求められました。そのため申請してから5カ月もかかり、ようやく通知が来て、症状固定日からほぼ1年間の支払い分も戻ってきました。申請では、障害年金診断書や精神障害者保健福祉手帳1級などの書類も参考になったようです。何かを手続きするときは、必ず経過の説明が求められます。日ごろから状態を日記に書きとめていたこと、申請書類の控えがあったことなどがこの度の記入に役立ちました。